

退職後の健康保険について(令和3年度)

マツダ健康保険組合

TEL 082-287-4644 (内線:22861)

退職後の健康保険について、マツダ健康保険組合(以下、マツダ健保という)に係る手続きをご案内いたします。

記

1. 退職後直ちに再就職される方(退職後継続再雇用含む)

退職日の翌日から再就職される方は、入社日から健康保険に加入できるかどうかを再就職先にご確認ください。
加入できない場合、以下の手続きをご検討ください。

2. ご家族の健康保険に被扶養者として加入される方

被扶養者として認定されるかどうかはご家族が加入されている健康保険の保険者が審査しますので予めそちらにご確認ください。

3. 国民健康保険に加入される方

住民登録の市区町村で加入手続きを行って頂くこととなりますが、その際、マツダ健保発行の資格喪失証明書が必要となります。「**健康保険関係証明申請書**」(HP 申請書類一覧より印刷)に必要事項をご記入のうえマツダ健保にご提出ください。申請書は退職日の10日前から受け付けていますが、証明書の発行は事業所からの資格喪失届をマツダ健保が受領してからになります。

※国民健康保険税額その他手続き上のご不明点等ございましたら市区町村にお問合せください。

4. マツダ健保に任意継続加入される方

◇任意継続健康保険の概要は、裏面をご覧ください。

- ① 下表の受付期間内に、「**健康保険任意継続被保険者資格取得申請書 兼 被扶養者届**」(HP 申請書類一覧より印刷)に必要書類(申請書裏面参照)を添えてマツダ健保に社内便または郵送にて提出してください。窓口受付は行っておりません。

加入手続き受付期間	退職日翌日(資格喪失日)の10日前 ~ 退職日翌日から20日以内(必着)
申請書送付先	〒734-0064 広島市南区小磯町1番1号 (マツダポスト番号:D55)

- ②申請書類を受理し、事業所からの資格喪失届を受領後に、初回(加入月)保険料の「**納付書**」を送付いたしますので、納付書に記載の期限までにお振込みください。納付期限までに納付されなかった場合は、申請が成立しなかったものとします。

※1.マツダ健保の窓口での現金の取扱いはいたしませんのでご了承ください。

- ③入金確認ができましたら申請手続き完了とし、被保険者証を交付いたします。(退職日以降)

以上

《ご参考》

任意継続健康保険の概要について

【加入条件】・在職期間(マツダ健保の被保険者期間)が、継続して2ヶ月以上あること

【脱退条件】・任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき

- ・再就職により被用者保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者となったとき
- ・被保険者が死亡したとき
- ・保険料を納付期日までに納付しなかったとき

(国民健康保険に加入、家族の被扶養者になる等)で任意継続保険を脱退することができませんのでご注意ください。

【保険料】(以下の「標準報酬月額と保険料」をご参照ください。)

- ・健康保険料と介護保険料を合計した金額です。(40歳未満・65歳以上の方は健康保険料のみ)
- ・在職中の事業主負担分も含め全額自己負担になります。
- ・標準報酬月額は、「資格喪失時の標準報酬月額」と「マツダ健保の平均標準報酬月額」の低い方を適用します。
- ・**保険料率および平均標準報酬月額は毎年見直しを行い、4月1日に改定されることがあります。**

令和3年4月1日適用分(単位:円)

等級	資格喪失時の標準報酬月額	資格喪失前の保険料の月額 (事業主負担分除く)		任意継続保険料月額		
		健康保険料	介護保険料	健康保険料	介護保険料	合計額
1	58,000	2,082	504	5,220	1,009	6,229
2	68,000	2,441	591	6,120	1,183	7,303
3	78,000	2,800	678	7,020	1,357	8,377
4	88,000	3,159	765	7,920	1,531	9,451
5	98,000	3,518	852	8,820	1,705	10,525
6	104,000	3,733	904	9,360	1,809	11,169
7	110,000	3,949	957	9,900	1,914	11,814
8	118,000	4,236	1,026	10,620	2,053	12,673
9	126,000	4,523	1,096	11,340	2,192	13,532
10	134,000	4,810	1,165	12,060	2,331	14,391
11	142,000	5,097	1,235	12,780	2,470	15,250
12	150,000	5,385	1,305	13,500	2,610	16,110
13	160,000	5,744	1,392	14,400	2,784	17,184
14	170,000	6,103	1,479	15,300	2,958	18,258
15	180,000	6,462	1,566	16,200	3,132	19,332
16	190,000	6,821	1,653	17,100	3,306	20,406
17	200,000	7,180	1,740	18,000	3,480	21,480
18	220,000	7,898	1,914	19,800	3,828	23,628
19	240,000	8,616	2,088	21,600	4,176	25,776
20	260,000	9,334	2,262	23,400	4,524	27,924
21	280,000	10,052	2,436	25,200	4,872	30,072
22	300,000	10,770	2,610	27,000	5,220	32,220
23	320,000	11,488	2,784	28,800	5,568	34,368
24	340,000	12,206	2,958	30,600	5,916	36,516
25	360,000	12,924	3,132	32,400	6,264	38,664

例1:
給与明細の保険料が
健康保険料 6,462円、
介護保険料 1,566円の場合、
任意継続保険料は、
19,332円となります。

例2:
給与明細の保険料が
健康保険料 12,924円以上
介護保険料 3,132円以上の
場合、任意継続保険料は
38,664円となります。

※健康保険料・介護保険料とも 25等級が上限となります。

退職月の給与から控除される保険料は前月分です。

- 【例:4月10日退職の場合】
- ・4月分給与から控除される保険料 3月分保険料
 - ・任意継続加入の初回保険料(「納付書」による銀行振込)・・・4月分保険料
 - ・月払い(自動引落し)または前納一括振込み..... 5月分保険料から

任意継続加入の2回目以降の保険料納付について

【月払い(自動引落し)】

- ・任意継続加入の翌月から毎月10日(土曜、日曜、祝日の場合は翌営業日)にゆうちょ銀行口座からの自動引落としになります。(引落としの際、手数料が33円かかります。・・・引落し金額:保険料+手数料33円)

【前納一括振込み(1回払い・2回払い)】

- ・任意継続加入月に前納金額を記載した「納付書」(納付期限:加入月の末日)をお送りいたします。その「納付書」にて金融機関からお振込みください。なお、前納一括払いは年4%の利率で割り引きになります。

①1回払い・・・加入月の翌月分から3月分(年度末)までを一括払い。(毎年3月に「納付書」を送付)

②2回払い・・・加入月の翌月分から9月分までと、10月分(または加入月の翌月分)から3月分(年度末)までを別々に支払い。

(毎年3月・9月に「納付書」を送付)

- ・再就職され他の健康保険に加入されるときは、脱退以降の保険料を返還いたします。